

反社会的勢力に対する基本方針

- 1 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2 当社は、反社会的勢力による不当要求等に備えて社内の体制を整備するとともに、警察・弁護士等の外部専門機関と綿密な連携関係を構築します。
- 3 当社は、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者に任せることなく会社として対応を行います。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

<変更・廃止手続>

本方針の変更及び廃止は、取締役会の決議により行います。尚、変更がない場合は、年度ごとに自動更新します。

<附則>

本方針は、2017年5月29日から適用します。

【変更履歴】

- ・ 2018年4月（自動更新）
- ・ 2019年4月（自動更新）
- ・ 2020年4月（自動更新）
- ・ 2021年4月（自動更新）
- ・ 2022年4月（自動更新）
- ・ 2023年4月（自動更新）
- ・ 2024年4月（自動更新）
- ・ 2025年4月（自動更新）
- ・ 2026年4月（自動更新）